



みずほUSハイールドオープン

Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券

2020年の米国ハイールド債市場の振り返りと今後の見通し

平素は、「みずほUSハイールドオープン Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

2020年の米国ハイールド債市場は、2月下旬から新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の先行き不透明感や、原油価格の調整などを背景に大幅下落しました。しかし、3月下旬以降は、米連邦準備制度理事会（FRB）による社債購入プログラムの実施等が好感されたほか、ワクチン開発の進展期待などから下げ幅を埋める展開となりました。このような市場環境の中、当ファンドの基準価額も一時大きく下落しましたが、自動車やエネルギー、ヘルスケアセクター関連の銘柄選択などが回復に寄与しました。

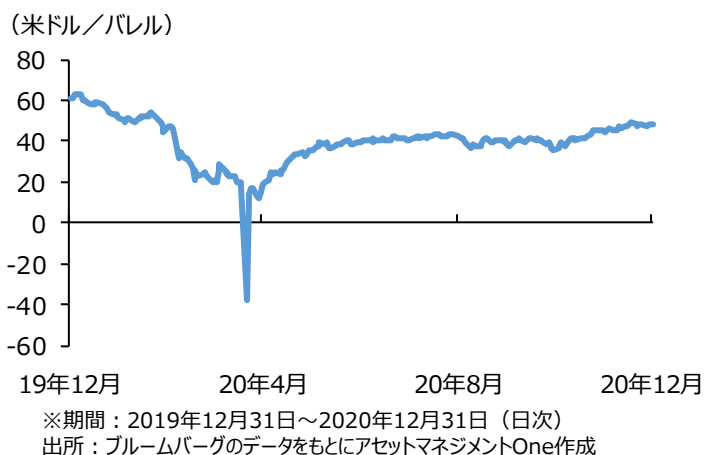
今後ともパフォーマンスの向上を目指してまいりますので、引続きのお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2020年の米国ハイールド債市場

低インフレ下で米国経済の安定成長が見込まれる中、米国ハイールド債市場は、2月半ばにかけて堅調に推移しました。しかしその後は、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、景気の先行き不透明感が高まり、金融市場ではリスク回避姿勢が強まりました。

加えて、石油輸出国機構（OPEC）加盟・非加盟国の会合にて追加減産などを巡る協議が決裂したことをきっかけに、WTI（ウエスト・テキサス・インターミディエイト）原油先物価格が急落すると、米国ハイールド債市場は大幅に下落しました。この間、米国国債利回りが急低下したことを受け、対米国国債スプレッドは世界金融危機下にあった2009年頃の水準まで急拡大しました。

◆WTI原油先物価格の推移



◆米国10年国債利回りの推移



※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの投資リスク、お客さまにご負担いただく手数料等について、当資料のお取扱いについてのご注意は、該当ページをご覧ください。

3月下旬以降は、米国ハイールド債は上昇に転じました。FRBによる社債購入プログラムの実施等が好感されたほか、原油価格が回復に向かったことや、新型コロナウイルスのワクチン開発進展への期待が高まったことなどが上昇要因となりました。

9月には、ハイテク株を中心に株式市場が下落する中、欧州における新型コロナウイルスの感染再拡大に対する懸念や、米追加経済対策への不透明感などから、軟調に推移する場面もありました。

しかし、年末にかけてはワクチン開発進展への期待が一段と高まったことや、米国大統領選挙が大きな波乱なく終了し、政治情勢を巡る不透明感が後退したことなどから、米国ハイールド債市場は続伸する展開となりました。

対米国国債スプレッドは、3月下旬以降は縮小基調を継続し、足元は2月下旬の水準まで回復しています。

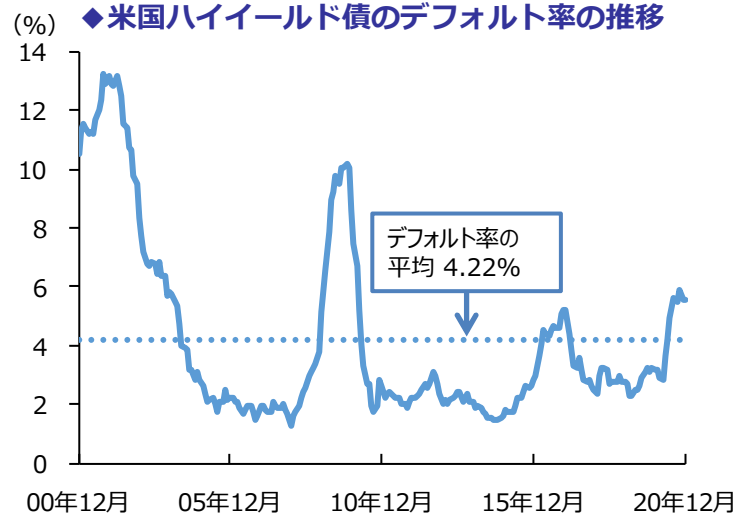
春先の新型コロナウイルス感染拡大や原油価格の下落を受けて急上昇したデフォルト率については、ワクチン接種の開始により経済活動の回復が見込まれる中で、上昇に歯止めがかかりつつあります。

◆米国ハイールド債指数と対米国国債スプレッド*の推移



※期間：2019年12月31日～2020年12月31日（日次）
 ※米国ハイールド債はICE BofA・US・キャッシュ・ベイ・ハイールド・インデックスを使用。
 *対米国国債スプレッドはOAS（オプション・アジャステッド・スプレッド）。繰上償還を考慮した米国国債との利回り格差のこと。
 出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

◆米国ハイールド債のデフォルト率の推移



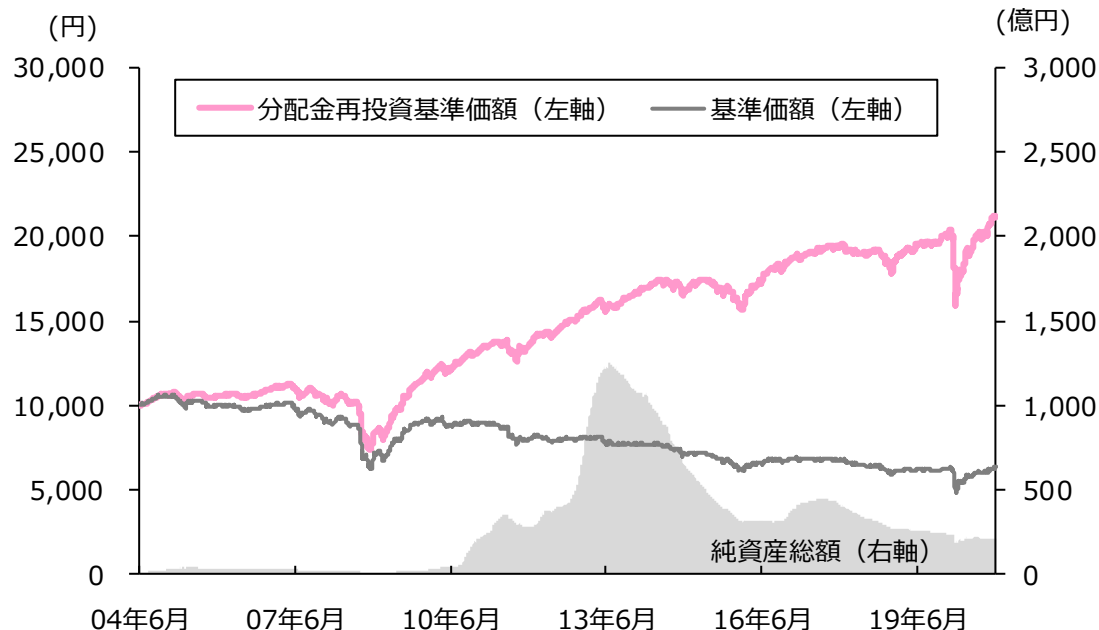
※期間：2000年12月～2020年12月（月次）
 出所：JPモルガンのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

各ファンドの運用実績

■ Aコース（為替ヘッジあり）

◆ 基準価額の推移

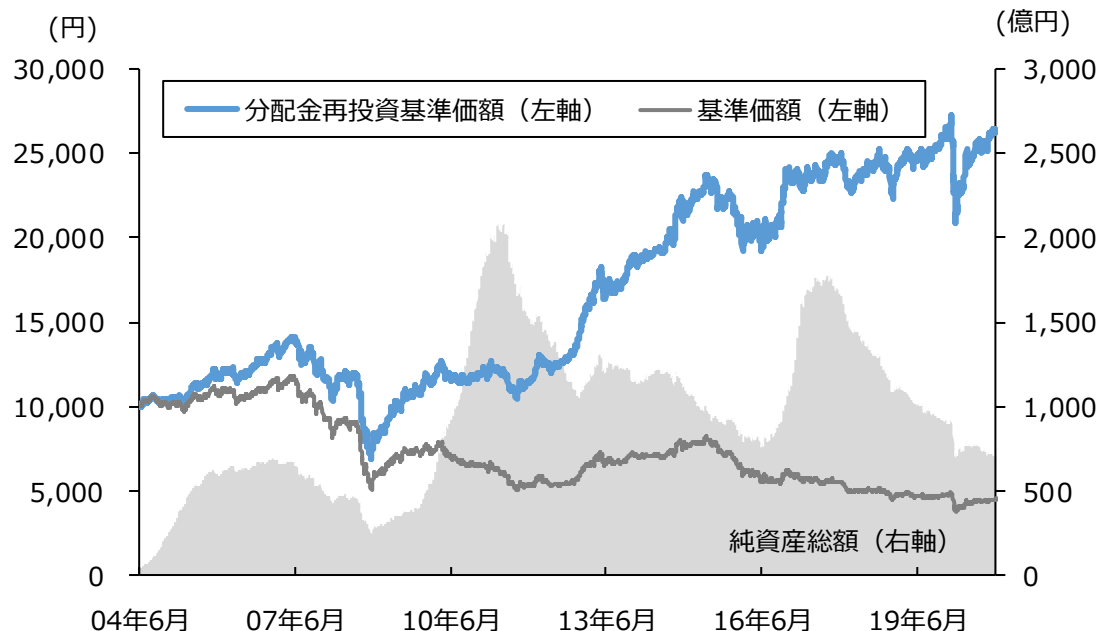


◆ 期間別騰落率

期間	騰落率
1ヵ月	1.7%
3ヵ月	6.6%
6ヵ月	12.6%
1年	6.1%
3年	9.4%
5年	30.1%
10年	62.0%
設定来	112.3%

■ Bコース（為替ヘッジなし）

◆ 基準価額の推移



◆ 期間別騰落率

期間	騰落率
1ヵ月	1.4%
3ヵ月	4.6%
6ヵ月	8.7%
1年	1.2%
3年	6.9%
5年	22.8%
10年	126.9%
設定来	163.8%

※期間：2004年6月29日（設定日の前営業日）～2020年12月30日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日（2020年12月30日）から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



今後の見通し

米国新政権は、新型コロナウイルスによる影響を軽減する経済支援への取組みに焦点を当てていくものと考えられます。また、効果的なワクチン開発は、バイオテクノロジーの進歩をうかがわせるものであり、米国経済や市場に希望をもたらしました。新型コロナウイルスの脅威からの完全脱却には、今しばらくの時間を要すると考えられるものの、米国ハイールド債市場のファンダメンタルズについては、明るい見通しを持っています。

米国ハイールド債市場の利回り水準や対米国国債スプレッドは、依然として他の債券との比較において魅力的な水準にあり、高利回り、高リターンを求める投資家のニーズに沿っていると考えます。また、引き続き、FRBによる支援姿勢も市場を後押しするものとみています。

経済の正常化が進み、金融政策がさらなる支援を継続する中では、多くの企業、特に需要が停滞している分野（旅行やレジャーなど）において大幅な回復が見込めると考えています。



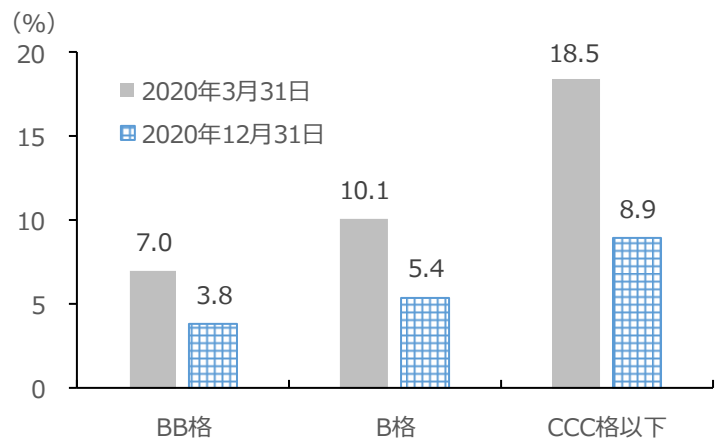
今後の運用方針

2021年は、新型コロナウイルスの感染状況と世界規模での経済回復の双方を意識する中で、ポートフォリオ運営においても積極的に意思決定すべき機会が求められるものと考えています。こうした環境では、アクティブ運用の優位性が発揮されると考えられることから、ポートフォリオ運営にあたっては、そのバランスと機敏性を両立させて参ります。

米国ハイールド債においては、格付上位のセグメントが相対的に「安全」なセグメントとして、既に利回りの低下が顕著となっています。今後は、格付下位のセグメントの魅力が高まることを意識したポートフォリオの格付配分とする方針です。

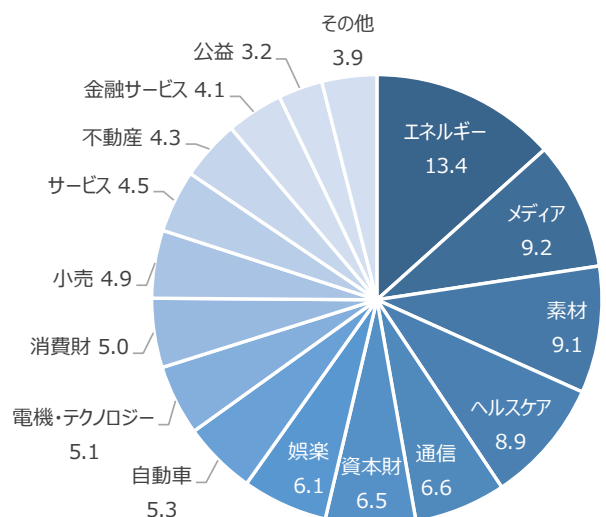
また、業種については、回復に時間を要するとの見方から投資家から放置されている分野においても、2021年以降にビジネスが大幅に回復する可能性があると考えています。これらの分野には、ホテルやゲーム等のレジャー産業、さらには航空機製造等の分野が含まれます。この「回復」が主要テーマとなる分野については、既に地方市場のみビジネス対象とする銘柄の組入れを実施していますが、今後は、より広いビジネス展開の企業群の動向にも注視して参ります。そうした中、エネルギーに関しては、化石燃料に対する規制強化の流れと、ESGを意識した投資行動が加速するとみており、資金調達コストの増加による財務圧迫などが懸念されることから、慎重な対応が必要と考えています。

◆米国ハイールド債の格付け別利回り



出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成
 ※BB格：ICE BofA・BB・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックス
 B格：ICE BofA・シングルB・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックス
 CCC格以下：ICE BofA・CCC&Lower・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックス

◆米国ハイールド債の業種別構成比率



※2020年12月31日時点
 出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成
 ※業種別構成比率は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
 また、上記は作成時点の見解であり、市場環境の変動等により予告なく変更する場合があります。

■ ファンドの特色

主として米国の米国ドル建ての高利回り債（以下「ハイイールド債」といいます。）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

1. 米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。

- ◆ 綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。
- ◆ 各ファンドは、「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

2. 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」のいずれかを選択できます。*

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

- ◆ Aコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。
- ◆ Bコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。
- ◆ AコースとBコースの間でスイッチング（乗換え）ができます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。

※スイッチングの際は、購入時手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額（1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

- ◆ 各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース・・・ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）※1

Bコース・・・ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）※2

※1 「ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）」とは、ICE BofA US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）からヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）」とは、ICE BofA US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

※ICE Data Indices, LLC（「ICE Data」）、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、明示又は黙示のいずれかを問わず、インデックス、インデックス・データ、及びそれらに含まれ、関連し、又は派生する一切のデータを含めて、商品性又は特定の目的若しくは使用への適合性の保証を含む一切の表明及び保証を否認します。ICE Data、その関係会社又はそれらの第三者サプライヤーは、インデックス、インデックス・データ若しくはそれらの構成要素の適切性、正確性、適時性又は完全性について、なんら損害賠償又は責任を負わず、インデックス、インデックス・データ及びそれらの全ての構成要素は、現状有姿において提供されるものであり、自らの責任において使用いただくものです。ICE Data、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、アセットマネジメントOne（株）又はその製品若しくはサービスを後援、推薦又は推奨するものではありません。

* ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

3. マザーファンドの運用は、ロード・アベット社が行います。

- ◆ 運用の効率化を図るため、マザーファンドにおける運用指図に関する権限をロード・アベット社（正式名称：ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー）に委託します。

4. 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を目指します。

分配方針

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

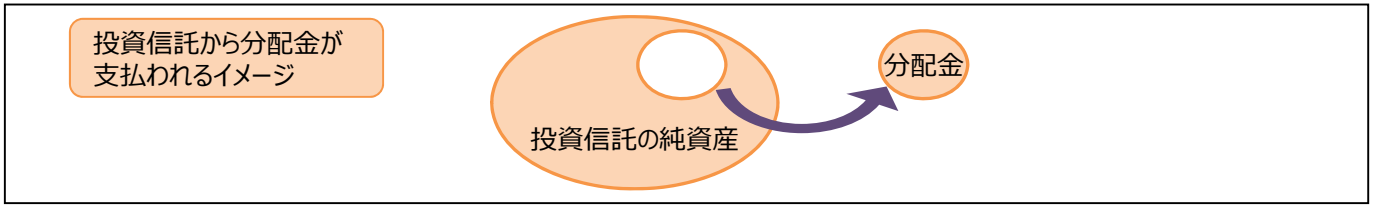
※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものであることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

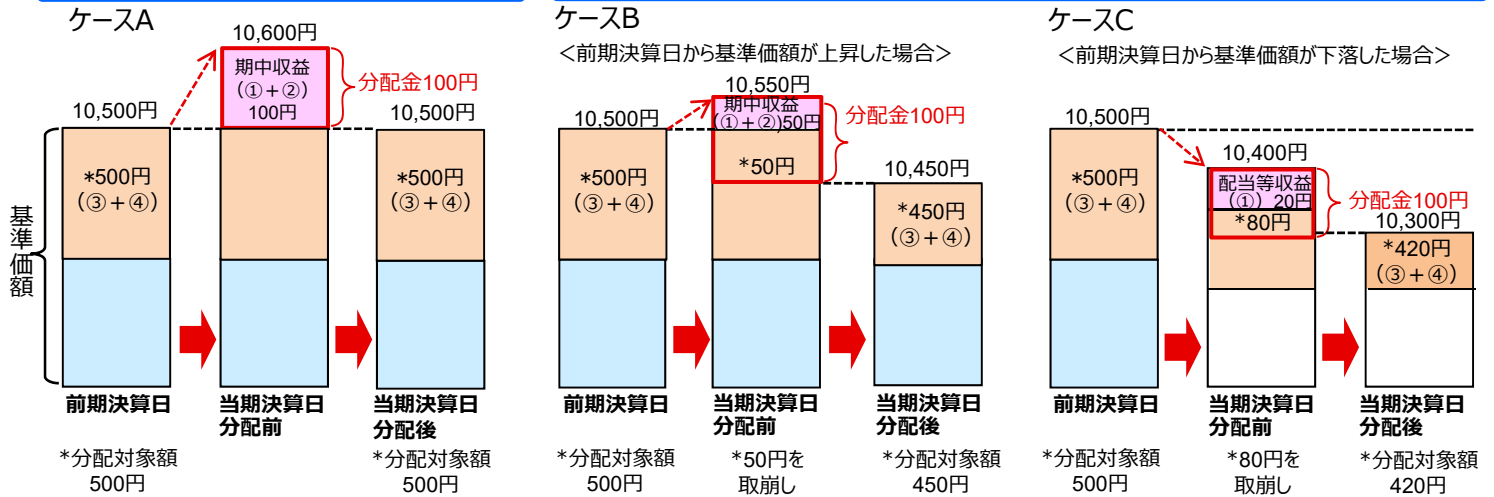
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

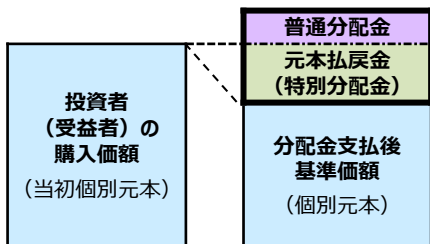
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

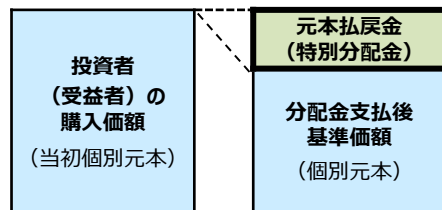
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

■ファンドの投資リスク

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

【基準価額の変動要因】

信用リスク

各ファンドが主要投資対象とするハイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。

Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があります。各ファンドが主要投資対象とするハイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さく、各ファンドが保有するハイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

各ファンドの投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

■ お申込みメモ

※ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求等に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（2004年6月30日設定）
繰上償還	約款所定の信託終了事由が生じた場合には、信託を終了（繰上償還）させることがあります。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	各ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
スイッチング	販売会社が定める単位にて、各ファンド間で乗り換え（スイッチング）が可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

■ お客さまにご負担いただく手数料等について

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ご購入時	
購入時手数料	購入価額に 3.3%（税抜3.0%） を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。
スイッチング手数料	無手数料 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金がかかります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金時	
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額とします。

保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）

運用管理費用 （信託報酬）	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.54%（税抜1.4%）			
	運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）			
	販売会社毎の 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満 の部分	年率0.8%	年率0.5%	年率0.1%
	500億円以上 の部分	年率0.6%	年率0.7%	年率0.1%
主な役務	信託財産の運用、 目論見書等各種書 類の作成、基準価 額の算出等の対価	購入後の情報提供、 交付運用報告書等 各種書類の送付、 口座内でのファンドの 管理等の対価	運用財産の保管・管 理、委託会社からの 運用指図の実行等 の対価	
※委託会社の信託報酬には、LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（ロード・アベット社）に対する報酬（各ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.375%）が含まれます。				
その他の費用・ 手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

■ 販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

2021年1月7日時点

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

商号	登録番号等	日本証券業協会	顧問業協会	一般社団法人日本投資	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人商品取引業協会	Aコース	Bコース
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号	○			○	○	□	□
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○			○		※1	□
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号	○			○	○	□	□
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○					□	□
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号	○			○			□
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号	○					□	□
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第8号	○						□
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第7号	○						□
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第40号	○					□	□
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号	○			○		□	□
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号	○			○		□	□
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第47号	○			○		□	□
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第1号	○					□	□
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長（登金）第8号	○					□	□
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号	○			○		□	□
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号	○					□	□
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第7号	○			○		□	□
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第5号	○						□
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第1号	○			○		□	□
株式会社琉球銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第2号	○					□	□
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第34号	○	○		○		□	□
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第15号	○					□	□
株式会社仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第16号	○					□	□
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号	○					□	□
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○					□	□
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号	○					□	□
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○					□	□
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第7号	○					□	□
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号	○					※1	□
株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第8号	○					□	□
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第10号	○					□	□
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長（登金）第278号	○					□	□
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号	○					□	□
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○		○		□	□
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○					□	□
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第50号	○				○	□	□
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○			○	○	□	□
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○	○		○		□	□
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号	○			○	○	□	□
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第6号	○					□	□
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○		○	○	□	□
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○			○	○	□	□
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○		○	○	□	□

●その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合がありますため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

（原則、金融機関コード順）

■ 販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

2021年1月7日時点
加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

商号	登録番号等	日本証券業協会	顧問業協会	一般社団法人投資法	一般社団法人引金協先物	一般社団法人融業協取引	一般社団法人融業協取引	Aコース	Bコース
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○				□	□
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	○						□	□
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○						□	□
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○			□	□
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号	○						□	□
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号	○						※1	
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第11号	○						※2	※2
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第1号	○						※3	※3
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号	○	○					※1	※1
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第128号	○						※1	※1
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○		○	○		※1	※1

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
- また、上記の販売会社は今後変更となる場合がありますため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ※1 新規募集のお取扱いおよび販売業務を行っておりません。
- ※2 2021年2月1日からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
- ※3 2021年1月12日からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）

■ 委託会社 アセットマネジメントOne株式会社

信託財産の運用指図等を行います。

■ 受託会社 みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

■ 販売会社 募集のお取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

■ 照会先

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡りする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。
- 各ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

201223JS162805.6ファンド通信